

# 墓碑等の規格制限について

飯塚市霊園条例第12条第1項、同施行規則第8条等により、墓地の種類毎に設置できる墓碑等の制限があります。

**【普通墓地】** 区画面積：6 m<sup>2</sup>（募集…8区画）

〈該当墓地〉

①A区 1列 3番 ②A区 6列 97番 ③B区 7列 121番

④B区 8列 157番 ⑤B区 16列 253番 ⑥B区 16列 254番

⑦B区 19列 301番 ⑧D区 4列 71番

〈制限内容〉

●碑石の高さは路面から2.5m以内、階段天から2.2m以内です。

●碑石等の形状・寸法は自由ですが、他の墓地との調和及び美観を保持したものとします。

●囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。

植栽する場合は以下の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から1.3mの高さ、葉張0.8m以内で整形し、通路や隣接地に障害が及ばないようにしてください。

植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、  
ジンチョウゲ

**【規格墓地 B】** 区画面積：6 m<sup>2</sup> (募集…10 区画)

〈該当墓地〉

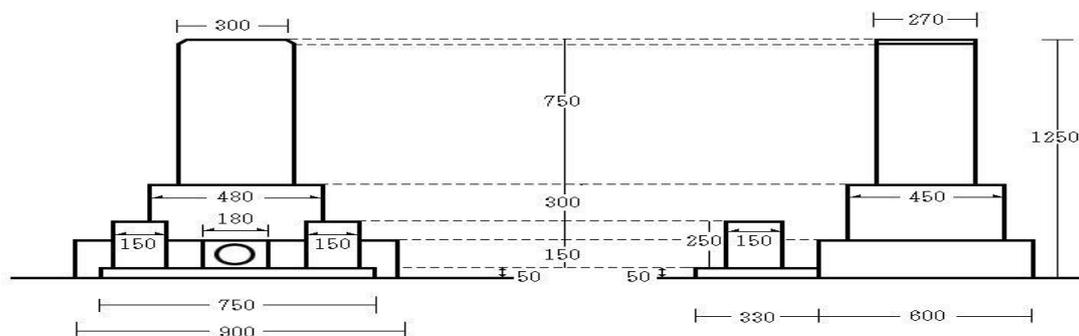
- ⑨E区 4列 23番    ⑩E区 6列 50番    ⑪F区 4列 24番  
⑫F区 8列 86番    ⑬F区 9列 95番    ⑭F区 11列 137番  
⑮F区 11列 146番    ⑯F区 12列 151番    ⑰H区 5列 90番  
⑱I区 7列 55番

〈制限内容〉

- 碑石等は以下の図《和式》《洋式》に示すとおりとします。
- 碑石の頭部は側面をカットしてください。
- 墓誌の寸法は 0.5m×0.5m 以内とします。
- 灯籠は「三尺物」以下とし、高さ 0.9m 以内とします。この基点は階段の天盤(コンクリート部)からとし、高さ制限以内であれば灯籠の下台の設置も可能です。
- 拝み石(踏み石)・灯籠・墓誌・物置台・ベンチ・玉砂利敷及び水子地蔵の設置も可能です。
- 墓地付属の地下納骨施設、その他の墓地施設の現状変更はできません。
- 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
- 植栽は以下に記載の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から 0.8m の高さ・葉張 0.5m 以内で整形し、通路その他墓地の施設、または隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。

植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、  
ジンチョウゲ

《和式》



《洋式》

